

五島市監査委員公表第3号

令和元年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について、五島市教育長から別紙のとおりに通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年1月31日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

三五教総第2076号  
令和4年1月25日

五島市監査委員 橋本平馬様  
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市教育委員会  
教育長 村上富憲

### 令和元年度定期監査（後期）の結果に基づく措置について

令和2年3月27日付け1五監第783号による令和元年度定期監査の結果に基づく指摘事項等について、次のとおり措置を講じましたので報告いたします。

#### 記

#### 1 監査の対象

教育委員会総務課、学校教育課、生涯学習課、学校給食センター、文化会館、勤労福祉センター、観光歴史資料館、図書館、小中学校、教育委員会分室

#### 2 指摘事項等

##### (1) 収入に関する事務について（調定事務）

##### <指摘事項>

ア 国県の補助金及び委託金において、調定の起票が遅れているものが見受けられた。調定の時期は、原則として補助金は交付決定の通知があった日、委託金は契約締結日であるから、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第21条第1項の規定に基づき、適切な調定事務を行われたい。

##### 【講じた措置】

##### 〔教育委員会総務課、学校教育課〕

現在は、交付決定の通知があった時に調定伝票を起票しています。

イ 収入未済となった調定の繰越しにおいて、調定の時期が適切でないものが見受けられた。収入未済となった歳入は、財務規則第27条第1項

及び第2項の規定に基づき、前年度分は出納閉鎖期日の翌日に、それ以前のものは当該年度終了の翌日において繰越し調定すべきである。

**【講じた措置】**

**[教育委員会総務課]**

令和2年度から前年度分は出納閉鎖期日の翌日に、それ以外のものは当該年度終了の翌日において繰越し調定しています。

キ 私用光熱水費（学校施設電気料金）において、平成30年3月28日から同月30日までに出納員が領収したものを同年4月2日に調定伝票を起票し、平成30年度の会計に収入していた。当該収入については、出納員が領収した日の所属年度である平成29年度の会計に収入すべきである。

**【講じた措置】**

**[教育委員会総務課]**

現在は、出納員が領収した日の所属年度の会計に収入しています。

ク 奈留芸能館は、施設の利用者が1団体であったことから、平成29年度から施設の電気料及び水道料を私用光熱水費として徴収している。しかしながら、当該施設は、公の施設として設置され、当該施設の設置条例に使用料の規定があるから、条例規定の使用料を徴収すべきである。

**【講じた措置】**

**[教育委員会生涯学習課]**

現在は、条例に基づいた取り扱いに改めています。

ケ 文化会館及び勤労福祉センターの市外の利用者については、利用許可書及び納付書を同封して送付し、使用料を納入させている。しかしながら、当該施設の条例に使用料は利用の許可を受けた際に納付しなければならないと規定されているから、使用料の納入を確認後に利用許可書を交付すべきである。

**【講じた措置】**

**[文化会館、勤労福祉センター]**

利用申請時に納付書を発行し、使用料領収確認後に利用許可書を交付しています。

**<指導事項>**

ア 日本の宝「しま」交流支援事業の参加者負担金については、実行委員会が参加者から負担金を徴収し、市の会計に納入している。しかしなが

ら、市は当該事業を実行委員会に委託しているのであるから、当該収入については実行委員会の収入とすべきである。

**【講じた措置】**

**[教育委員会生涯学習課]**

類似事業がある場合、当該収入については実行委員会の収入とします。

イ 文化会館及び勤労福祉センターにおいて、利用の際に冷暖房等を使用して増額となった使用料を次回利用申請までに納めてもらうこととしていたため、その納付に2か月以上要しているものが見受けられた。当該施設の条例に使用料は利用の許可を受けた際に納付しなければならないと規定されていることから、速やかに納入させるべきである。

**【講じた措置】**

**[文化会館、勤労福祉センター]**

現在は、超過した使用料を利用した際に窓口で納付しています。